

集合住宅における防犯環境設計ガイドラインの評価と 入居者による防犯管理のあり方

代表：瀬渡章子（奈良女子大学生生活環境学部 助教授）

中迫由実（同 大学院人間文化研究科博士後期課程）

澤井貴子（同 大学院人間文化研究科博士前期課程）

〔研究報告要旨〕

近年、集合住宅において犯罪が急増しており、その防犯対策は急務となっている。（社）広島県防犯連合会は、1999年、マンションの防犯性能を高める目的でわが国では初めて「防犯モデルマンション登録制度」を創設し、一定基準を満たしたマンションを防犯モデルマンションとして認定登録する事業を開始した。最近までに登録されたマンションは42棟にのぼる。

本研究の目的は、これらのマンションの居住者調査を通して、防犯モデルマンションの成果と課題を明らかにすることである。結果の概略は以下の通りである。

防犯モデルマンションは、居住者以外の人自由に入建内入る開放的で無防備なマンションと比べて、犯罪発生は少なく、居住者の犯罪不安感も低かった。とくに注目すべき点は、屋内共用空間における性犯罪被害が皆無だったことである。しかし、自転車置場や駐車場における窃盗被害が目立っており、これらの防犯対策の強化が求められる。

居住者の防犯モデルマンションにたいする認知は低かった。管理組合主体の防犯活動はほとんど実施されていなかったが、防犯活動を必要と考える居住者は多かった。

この登録制度は、新築だけでなく既築のマンションも審査の対象としていることによって、防犯診断および防犯改修のプロセスを通して、マンションストック全体の防犯性能の向上に寄与する可能性を有している。

本制度が有効に運用され、マンションの防犯性能をより向上させるためには以下の課題の検討が必要だと考えられる：審査基準の見直し、ディベロッパーによる申請時期の早期化、関係機関と連携した防犯環境設計の普及啓蒙活動、マンション購入予定者にたいする広報活動の充実、登録マンションに対する防犯活動の支援、など。